



2019年8月30日

各位

会社名：住江織物株式会社
代表者名：取締役会長兼社長 吉川 一三
(コード番号：3501 東証第一部)
問合せ先： 経営企画室部長 滝 順子
(TEL 06-6251-6803)

(訂正)「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」 の一部訂正について

2019年8月29日に開示いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

(訂正前)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年9月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,750株
(3) 処分価額	1株につき2,754円
(4) 処分総額	7,573,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役(社外取締役を除く) 5名 1,150株 当社の執行役員 [13]名 1,600株

2. 処分の目的及び理由

<前略>

【本制度の概要等】

<中略>

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等[17]名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記3.のとおりです。

<後略>

(訂正後)

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2019年9月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,750株
(3) 処分価額	1株につき2,754円

(4) 処 分 総 額	7,573,500 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く）5名 1,150 株 当社の執行役員 <u>13</u> 名 1,600 株

2. 処分の目的及び理由

<前略>

【本制度の概要等】

<中略>

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 18名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

<後略>

以 上